

広報紙等の配布物の配布方針（案）について

平成 18 年 8 月 23 日

市 民 部

I 経 過

1. 広報紙等の配布のあり方検討会からの提言

広報紙等の配布のあり方については、町内会連合会と地区担当員各 5 名の合わせて 10 名のメンバーと、事務局として市の関係課長 2 名を加えて、昨年 11 月に「広報紙等の配布のあり方検討会」を設置し、検討を行ってきた。

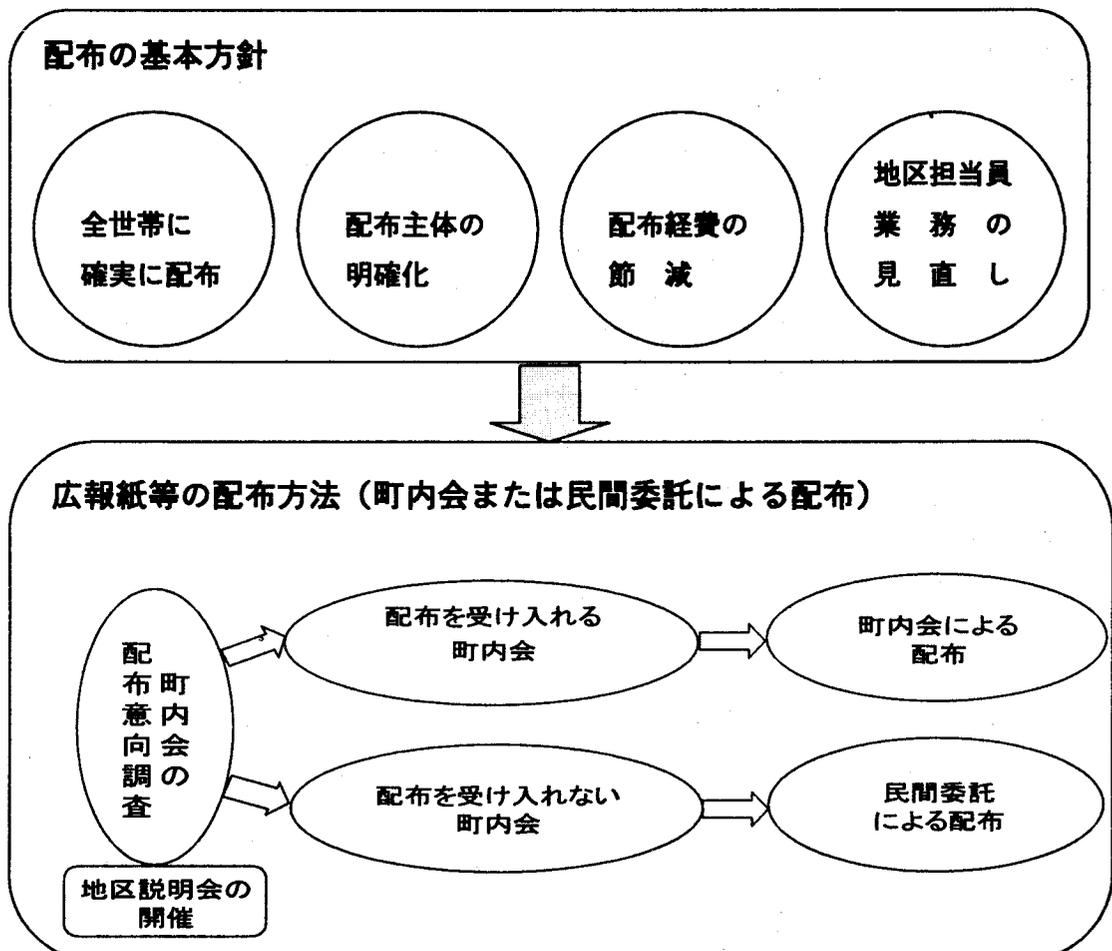
5 回の検討会を開き、5 月 29 日に、民間委託による配布または町内会による配布の二つの方法について検討するという「広報紙等の配布のあり方についての提言」が、市へあった。

2. 広報紙等の配布物の配布方針(案)の取りまとめについて

地区担当員を対象にした説明会や、町内会長対象のアンケートを行い、それぞれの意見を集約しながら、「広報紙等の配布のあり方についての提言」に沿って、「広報紙等の配布物の配布方針（案）」を取りまとめた。

II 配布方針(案)の内容について・・・別添のとおり

配布方針(案)の内容は、1.趣旨 2. 配布の基本方針 3. 広報紙等の配布方法について 4. 配布に係る経費節減について 5. 配布方法決定までの手順と配布の流れで構成され、今後の広報紙等の配布物の配布方針を示している。



(参考) アンケート調査結果について

対象者数(町内会長)	374 人
回 収 数	273 人
未 回 収 数	101 人
回 収 率	73 %

問1 市の配布方針(案)では、今後の広報紙等の配布物は、町内会による配布と民間委託による配布の併用を考えていますが、この案についてどう思いますか。

ア 併用(町内会または民間委託による配布)の案でよい。	48%
イ 町内会による配布に一本化すべきである。	30%
ウ 民間委託に一本化すべきである。	19%
エ その他	2%

問2 地区担当員は、配布物の回覧や公示板の管理、日赤協賛委員の業務とし、制度を継続することとしておりますが、この案についてどう思いますか。

ア 案のとおり継続すべきである。	65%
イ さらに、地区担当員業務の見直しを図る必要があると思う。	31%
ウ その他	4%

問3 貴町内会では、広報紙等の配布について、下記配布条件の場合、町内会で配布を受け入れますか。

ア 町内会で配布を受け入れる。	68%
イ 町内会で配布を受け入れることができない。	29%
ウ その他	3%

問4 町内会による配布意向の確認に当たっては、地域ごとの説明会を開催する予定ですが、説明会に参加しますか。

ア 参加したい	75%
イ 参加しない	20%
ウ その他	5%

1. 趣旨

広報紙等の配布物は地区担当員を通じ、町内会の班組織の協力をいただきながら配布しているが、町内会の班組織が配布する義務がないなどの大きな問題点があることから、今後の広報紙等の配布のあり方について検討するため、平成17年11月に町内会連合会や地区担当員各5名の合わせて10名と、事務局として関係課長2名を加えて「広報紙等の配布のあり方検討会」を設置した。

検討会では5回の協議が行われ、平成18年5月29日に検討会としての提言が取りまとめられ、広報紙等の配布は民間委託または町内会による配布とする内容の「広報紙等の配布のあり方についての提言」が市へあった。

この提言に沿って、配布主体の明確化や地区担当員業務の見直し、配布経費の節減を目指して、平成19年4月からの実施に向けた新しい配布方法の方針について示したものである。

2. 配布の基本方針

(1) 全世帯に確実に配布

広報紙等は、発行の都度、速やかに全世帯に確実に配布する。

(現状の問題点)・・・町内会未加入世帯に配布されないときがある。

(2) 配布主体の明確化

広報紙等の各世帯配布や回覧の配布主体について明確化する。

(現状の問題点)・・・配布する何らの義務がない町内会の班組織等が配布している実態で、配布主体が不明確な状況である。

(3) 配布経費の節減

配布経費は、可能な限り節減に努める。

(現状の問題点)・・・現行の地区担当員制度は、約1億円の経費を要している。

(4) 地区担当員業務の見直し

これまで配布を担ってきた地区担当員の業務と報酬の見直しを図る。

(現状の問題点)・・・地区担当員報酬の中に1世帯当たりの報酬が含まれているが、各世帯に配布している町内会の班長等には謝礼が支払われておらず、配布実態と報酬の積算基準が一致しない。

3. 広報紙等の配布方法について

(1) 町内会または民間委託による配布

広報紙等の主な配布物は、町内会または民間委託の方法により全世帯に配布する。

配布方法の決定に当たっては、町内会によっては長年、班組織が配布を担ってきたことにより地域の連帯感を育んできたと考えられるとともに、市民との協働のまちづくりの観点から、町内会による配布を基本として、はじめに町内会の意向を確認する。

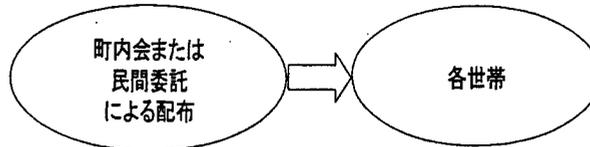
配布を受け入れ可能な町内会については町内会による配布とし、また配布を受け入れがたい町内会については、民間委託により各世帯に配布する。

(広報紙等の主な配布物の範囲)

- ・ 広報紙、ごみの分け方・出し方、テレビ都南番組表、選挙公報等
- ・ いわてグラフ、いわて県議会だより

※市以外の団体・機関から町内会長へ直接依頼される配布物は、これまでどおり町内会の班組織等による配布となる。

(広報紙等の配布方法)



(2) 地区担当員の業務は配布物の回覧、公示板の管理、日赤協賛委員

地区担当員は、配布物にかかわる業務のうち、町内会回覧や公示板のポスター掲示等の管理を行うほか、日赤協賛委員の業務を行う。

地区担当員報酬は、新たな業務内容や、きれいなまち推進員、保健推進員等、他の非常勤公務員特別職の報酬を勘案しながら見直すものとし、広報紙等の配布分として含まれていた受け持ち世帯1世帯当たりの報酬を積算基準に含めないこととする。

4. 配布に係る経費節減について

(1) 現在の配布経費

現在の配布経費は、広報紙等の配布のほか、回覧や公示板の管理などの業務を行っている地区担当員の報酬に含まれ、平成18年度予算の報酬額は約9,900万円である。

(2) 新配布方法による概算経費

新配布方法による概算経費は、町内会による配布の約4,100万円から、民間委託による配布の約4,400万円の範囲となる。

ア 町内会による配布の概算経費

現在の地区担当員の1世帯当たりの毎月の報酬25円を勘案して、1世帯当たりの年額の配布謝礼金を300円とし、全世帯配布した場合の概算経費は約4,100万円と見込まれる。

(概算経費)

300円×136,000世帯(平成19年度配布世帯見込み数) = 約4,100万円

イ 民間委託による配布の概算経費

「広報紙等の配布のあり方についての提言」では、民間委託により広報紙等を全世帯に配布した場合の概算経費は、約4,400万円である。

(3) 地区担当員の報酬に係る概算経費

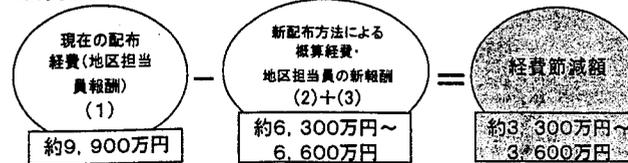
地区担当員の新たな業務内容や、同じ非常勤公務員特別職である、きれいなまち推進員等の報酬を勘案し、地区担当員報酬を次のとおりとする。

⑤1,600円(年額)×420地区(平成18年度地区数) = 約2,200万円

(4) 新しい配布方法に係る経費節減額

町内会または民間委託による配布の概算経費と、地区担当員の報酬に係る概算経費を合わせると、約6,300万円から6,600万円と見込まれ、現在の配布経費の約9,900万円と比較して、約3,300万円から3,600万円の経費節減が見込まれる。

(経費節減額)



5. 配布方法決定までの手順と配布の流れ

(1) 町内会による配布

ア. 配布意向の確認

広報紙等の配布方法の決定に当たっては、はじめに町内会が配布できるかどうかの意向を確認する。町内会の配布意向の確認に当たっては、各地区で町内会長や地区担当員を対象にした説明会を開催する。

イ. 配布条件

- ① 町内会未加入世帯を含む全ての世帯に配布する。
- ② 町内会の配布窓口となる広報紙等配布担当者を指定してもらう。
(広報紙等配布担当者の業務)
 - ・町内会の世帯数を把握し、市に報告する。また、変更があった場合も、その都度、市に報告する。
 - ・市から宅配業者を通じて配達された広報紙等を受け取り、班長等を通じて確実に各世帯に配布する。

※ 各町内会において、広報紙等配布担当者として、これまでより地区担当員を指定する場合には、非常勤公務員としての地区担当員業務から広報紙等の配布業務が除かれていることから、この点については町内会と地区担当員の間で十分な協議を行う必要がある。

- ③ 配布物の範囲は、広報紙など市が文書で配布依頼する配布物とする。
- ④ 町内会への配布謝礼金は、年額で1世帯当たり300円とする。
(配布謝礼金のモデル例)

100世帯	3万円
500世帯	15万円

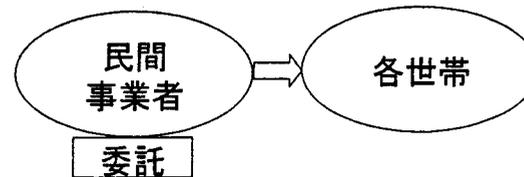
ウ. 配布方法

あらかじめ、町内会が指定している広報紙等配布担当者へ必要世帯数分を配達し、班組織等を経由し、各世帯に配布する。

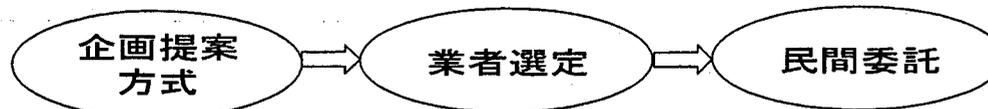
(2) 民間委託による配布

町内会が配布する地区を除くエリアについては、民間委託により各世帯に配布する。民間委託に当たっては、企画提案方式により各世帯に広報紙等が確実に配布できる業者を選定する。

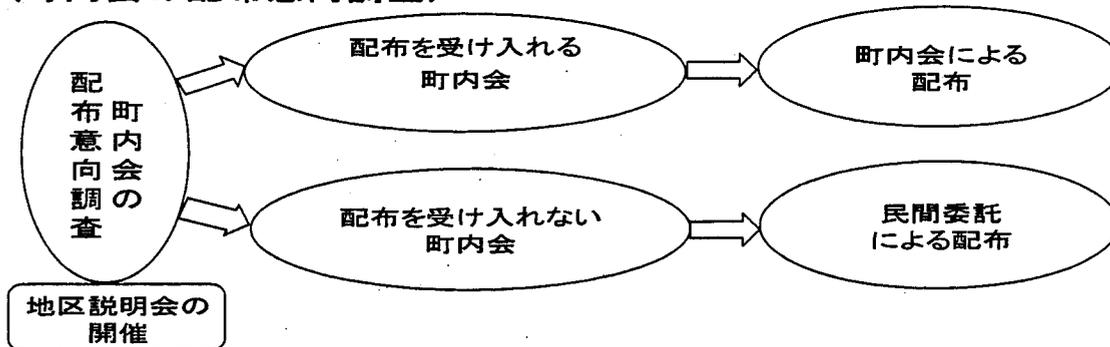
(民間委託による配布の流れ)



(確実に配布できる業者選定)



(町内会の配布意向調査)



(町内会による配布の流れ)

